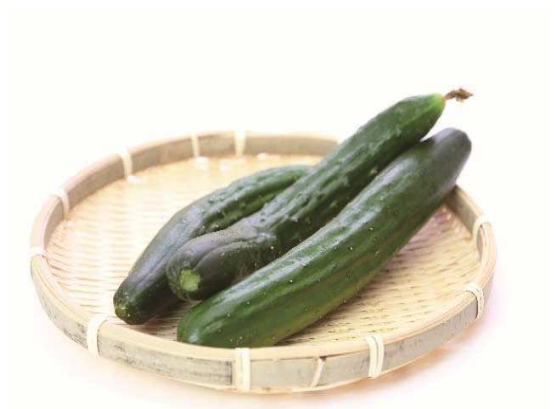
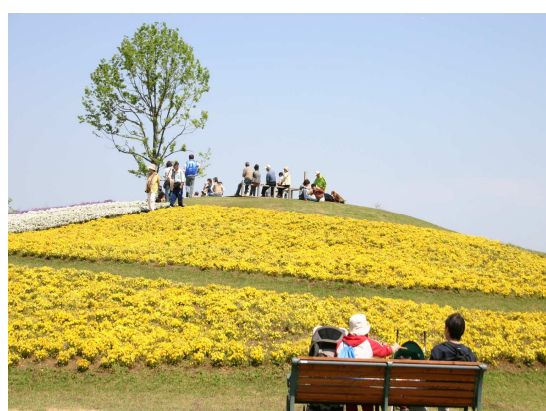


笑顔でつながる チャレンジ！はにゅう農業

— 羽生市農業農村基本計画 —



平成 30 年度

羽 生 市

目次

第1章 農業・農村の現状と課題

1 農地	1
2 農業生産	2
3 農家・農業者	3
4 農業・農村が持つ多面的機能等	4

第2章 計画の目指す姿と取り組むべき施策体系

1 基本方針	6
2 計画の目指す姿	7
3 施策体系	8

第3章 施策の展開方向

1 次代につなぐ担い手の発掘・育成・支援	10
2 地域特産物の振興と開発	13
3 安全・安心な農産物の供給	16
4 主要品目の振興方向	18
5 担い手への農地集積と生産基盤の整備	24
6 生産環境の保全・維持	26
7 地域ぐるみで農村づくり	28
8 都市と農村の交流による地域活性化	30

第4章 計画の実現に向けて

1 計画の実現に向けて	32
-------------	----

用語解説	33
------	----

第 1 章 農業・農村の現状と課題

1 農地

羽生市の耕地面積は、2,590ha で、市面積の 44%に相当しています。平成 27 年の耕地面積は、平成 17 年と比較すると、230ha（8%）減少していますが、これは住宅地等の需要増加が主な要因です。

また、耕作放棄地面積は、平成 30 年には 63.46ha 存在しており、年々増加する傾向にあります。

耕地面積

単位：h a

年	合計	面積	
		田 面積	畑 面積
H17	2,820	2,490	331
H22	2,670	2,300	367
H27	2,590	2,200	394

※農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」

耕作放棄地面積

単位：h a

年	合計	地区別								
		羽生地区	新郷地区	須影地区	岩瀬地区	川俣地区	井泉地区	手子林地区	三田ヶ谷地区	村君地区
H26	52.70	0.36	4.11	3.91	9.27	2.06	12.92	6.33	2.23	11.48
H27	47.20	0.26	4.90	5.31	7.86	1.30	9.83	6.30	2.11	9.29
H28	48.27	0.20	3.99	4.29	7.43	2.53	9.20	6.12	3.39	11.08
H29	51.09	0.17	4.29	4.09	8.54	2.67	9.07	6.01	2.74	13.47
H30	63.46	0.17	4.35	5.28	8.70	3.30	10.62	8.38	5.60	17.03

※羽生市農業委員会

◇課題◇

食料確保を図るとともに地域環境を守るためにも、優良農地を守り、担い手が効率的な農地集積が行える生産基盤を強化するとともに、農地の適正な管理や有効利用が重要となっています。

耕作放棄地が増加傾向にあることから、発生防止や解消対策が急務となっています。

2 農業生産

羽生市の農業産出額（推計）は、平成28年に43億8千万円と、平成26年の39億1千万円と比較して4億7千万円（12%）増加しています。品目ごとに見ても、平成26年と比較して全ての分野で増加しています。

品目別の順位は、米が20億1千万円、次いで野菜12億9千万円、畜産8億6千万円、花き1億5千万円の順で、米、野菜、畜産が本市農業の中心となっており、中でも耕地に占める水田割合が高いことを背景に米に対する依存度が極めて高いことが特徴的です。

また、全国的に米の1人当たりの年間消費量は、昭和37年度に118.3kgの米を消費していましたが、平成29年度にはその半分程度の54.2kgまで減少しています。

農業産出額（推計）

単位：億円

年	合計	品目				
		米	野菜	花き	畜産	その他
H26	39.1	18.4	10.5	1.4	8.2	0.6
H27	41.2	18.5	11.8	1.5	8.7	0.7
H28	43.8	20.1	12.9	1.5	8.6	0.7

※農林水産省統計部「市町村別農業産出額（推計）」

◇課題◇

耕地面積が減少する中で、産業として魅力ある農業を確立するには、農業所得向上のため、経営規模の拡大のほか、農産物のブランド化・高品質化・6次産業化など差別化を図ることが重要となっています。

今後も米の消費拡大が見込まれないことが予測されることから、稲作中心の生産から地域特性に応じた振興作物や高収益作物への転換が重要となっています。

3 農家・農業者

平成 27 年の農業就業者は、1,240 人で、平成 17 年の 2,300 人と比較して 1,060 人（54%）減少している一方で、65 歳以上の占める割合は 76.5%と平成 17 年より 7%上昇しており、農業就業者数の減少・高齢化が急速に進展しています。

平成 27 年における経営耕地面積規模別農家数は、経営規模が「0.5ha～3ha」の農家が最も多く全体の 74%を占めています。

また、経営規模 3ha 未満の農家数が減少している一方、3ha 以上の大規模農家は増加しています。

年齢別農業就業者数

単位：人

年	農業就業者数 合計	15 歳～64 歳		65 歳以上	
		人数	割合	人数	割合
H17	2,300	699	30.4%	1,601	69.6%
H22	1,624	440	27.1%	1,184	72.9%
H27	1,240	292	23.5%	948	76.5%

※農林水産省：「農林業センサス」

経営耕地面積規模別農家数

単位：戸

年	販売農家数 合計	～0.5ha	0.5ha～3.0ha	3.0ha～
		人数	人数	人数
H17	1,616	297	1,234	85
H22	1,293	202	997	94
H27	1,029	163	763	103

※農林水産省：「農林業センサス」

◇課題◇

農業就業人口の減少が今後も予測されることから、経営規模拡大に取り組む認定農業者の掘り起こしや新規就農者、農業後継者等、個人・法人を問わず、将来の羽生市の農業を支える意欲ある人材を確保・育成することが重要となっています。

一方、農業就業人口が減少しているにもかかわらず、農地集積による経営規模の拡大が進んでいることがうかがえることから、今後も農地中間管理事業を推進し耕作しやすい環境を整備することが重要となっています。

4 農業・農村が持つ多面的機能等

農村地域においては、これまで長年の営農や集落活動によって多様な生態系や良好な景観等を伴った農村環境が形成され、洪水防止、水源かん養、大気の浄化などの多面的機能を有し、市民の豊かな暮らしを守る重要な役割を担っています。しかしながら、農家数の減少や混住化の進行等により農業・農村との関わりが少ない傾向にあることから、農業・農村がもつ多面的機能（資源と機能）が徐々に失われるおそれが高まっていました。

近年では、多面的機能支払交付金等の国の事業により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動による組織が構築され、地域資源の適切な保全管理の活動が広がりつつあります。

農村は、来訪者に対する癒し機能（安らぎやゆとりを与える機能）も兼ね備えており、最近では三田ヶ谷農林公園（キヤッセ羽生）でのイベント実施や、農産物の収穫体験など農村を訪れる人で賑わっています。

多面的機能保全活動組織数

単位：組織・ha

年	活動団体数	活動団体（地区名）	保全農用地面積合計
H24	3	三田ヶ谷・村君・発戸	96
H25	3	三田ヶ谷・村君・発戸	96
H26	4	三田ヶ谷・村君・発戸・喜右工門新田（神鳥菰島）	140
H27	9	三田ヶ谷・村君・発戸・喜右工門新田（神鳥菰島） 上川俣・新郷（6区・7区・8区）・手子林（神戸・町屋）	328
H28	10	三田ヶ谷・村君・発戸・尾崎・喜右工門新田（神鳥菰島） 上川俣・新郷（6区・7区・8区）・手子林（神戸町屋）	348
H29	11	三田ヶ谷・村君・発戸・尾崎・喜右工門新田（神鳥菰島） 上川俣・新郷（6区・7区・8区）・手子林（神戸町屋・手子林第二）	486

※羽生市経済環境部農政課

三田ヶ谷農林公園（キヤッセ羽生）来場者数

単位：人

年	合計	来場者数			
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
H19	261,081	82,527	67,119	62,754	48,681
H24	277,194	82,719	70,644	70,383	53,448
H29	268,506	77,325	71,481	61,338	58,362

※羽生市経済環境部農政課

◇課題◇

今後も更に、農業・農村が持つ資源（多面的機能）を次世代に継承していくためには、土地利用や地域活動の重要性に関する地域の意識形成を図り、地域住民はもとより都市住民など多様な主体の参加による地域ぐるみの農地の保全等に向けた様々な取り組みが進められるような体制づくりを各地域で構築することが重要となっています。

三田ヶ谷農林公園（キヤッセ羽生）での新たな体験メニューや継続的に交流ができるメニューづくりを検討し来訪者をさらに増やすことで、農村の活性化を図ることが重要となっています。

第2章 計画の目指す姿と取り組むべき施策体系

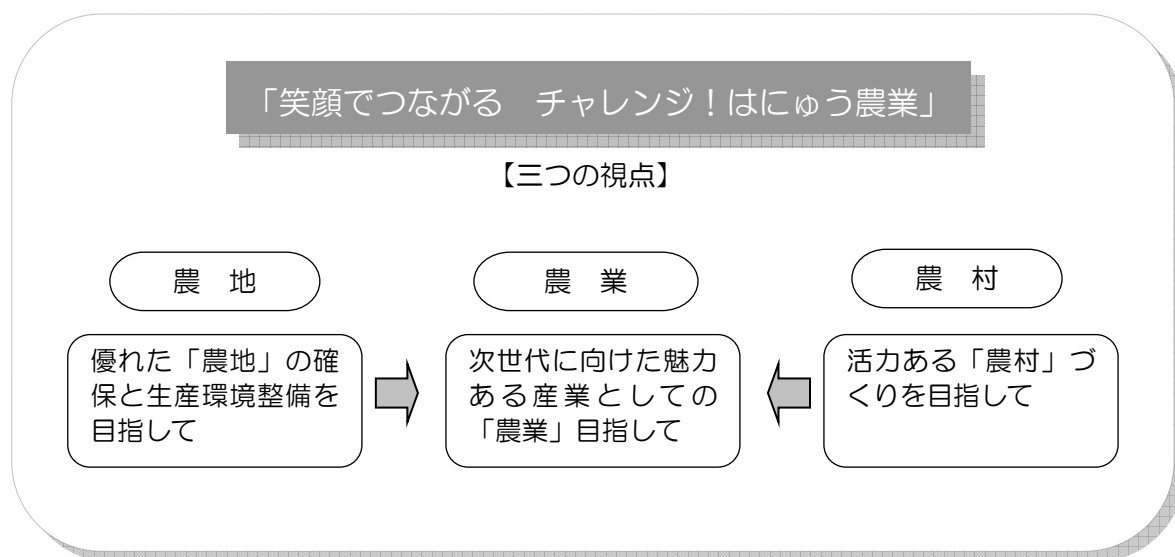
1 基本方針

本市は自然災害に強く、利根川からの豊かな水と肥沃な大地に恵まれ、古くから基幹産業として農業が盛んでありました。

農業・農村は生活に欠かすことのできない食料を供給する役割だけでなく、洪水防止、水源かん養、大気の浄化等の多面的機能を有し、市民の豊かな暮らしを守る重要な役割を担っています。

本市において、厳しい産地間競争や担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等の問題が発生している中、将来にわたり農業・農村を発展させていくためには、多様な担い手の育成・確保、安全・安心な農産物の安定供給、生産基盤の整備等の施策を横断的に展開していくことが最も重要です。

そこで、生産者は経営者として挑戦していく気持ちを胸に刻み、魅力ある職業として農産物の生産に取り組み、消費者は農業・農村の役割等を理解し、地元農産物の積極的な消費や農村の保全活動等に参加し、地域農業を市全体で盛り上げ、すべての市民が笑顔になるような、はにゅう農業を目指し、「笑顔でつながる チャレンジ！はにゅう農業」をスローガンとして掲げ、「農業」、「農地」、「農村」3つの視点により、施策を展開します。



2 計画の目指す姿

(1) 「農業」：次世代に向けた魅力ある産業としての「農業」の実現

- 経営感覚に優れた農業者が多く就農し、積極的に農地集積、規模拡大に向けた経営を目指す農業者が増えています。
- 稲作中心の生産から高収益作物への転換や低コスト化、省力化の技術を導入するなど、「儲かる農業」にチャレンジする農業者が増えています。
- 生産者と消費者の幅広い交流や地産地消、食育などにより、市民の農業に対する関心が深まり、互いの信頼関係がしっかり築かれています。
- 安全・安心な農産物に対する市民の意識が高まり、S-GAPの導入や有機農業など環境に配慮した農業が積極的に取り組まれています。

(2) 「農地」：優れた「農地」の確保と生産環境整備の実現

- 農地中間管理事業の活用が広がり、担い手への農地集積が急速に進んでいます。
- 埼玉型ほ場整備（区画拡大、用排水路改修、農道拡幅）などにより、農業基盤が整備され、耕作しやすい農地が増えています。
- 農地の適正な利用により、遊休農地が徐々に解消され、また、鳥獣被害に対する対策が広く農業者に広まったことにより、鳥獣の被害が減少し、安心して耕作が続けられています。

(3) 「農村」：活力ある「農村」の実現

- 多くの市民が、農業・農村のもつ多面的機能に興味を持ち、関心を深め、地域での保全活動が盛んになり、みんなで農村環境を守っています。
- 集落内道路、水路等農村地域の生活環境が整備され、誰もが暮らしやすく快適な農村となっています。
- 農林公園、観光農園、市民農園での農業体験などにより人々の交流が増え、笑顔が輝き、笑顔につながる農村となっています。

3 施策体系



Ⅱ 優れた「農地」の確保と生産環境整備を目指して

5 担い手への農地集積と生産基盤の整備

- (1) 農地中間管理事業の推進
- (2) 人・農地プランの推進
- (3) 土地基盤整備の推進

6 生産環境の保全・維持

- (1) 遊休農地の解消・活用
- (2) 鳥獣被害防止対策の強化

Ⅲ 活力ある「農村」づくりを目指して

7 地域ぐるみで農村づくり

- (1) 農村の多面的機能の維持管理
- (2) 用排水路の維持管理

8 都市と農村の交流による地域活性化

- (1) グリーンツーリズムの推進
- (2) 観光農園等整備計画の推進

第3章 施策の展開方向

I 次世代に向けた魅力ある産業としての「農業」を目指して

1 次代につなぐ担い手の発掘・育成・支援

農業従事者の高齢化や人口減少、国の農政改革など、農業を取り巻く目まぐるしい環境の変化にも対応できる大規模農業経営体の育成、確保を図ります。

また、次世代を担う新規就農に対する支援をはじめとして、地域の実情に応じた農業経営の法人化と企業等の農業参入を促進します。

(1) 認定農業者の育成・確保

- 農業を魅力ある職業に位置づけるため、他産業従事者と遜色のない水準の労働時間と所得を確保できる認定農業者の育成に取り組みます。
- 認定農業者について、農業経営改善計画における達成状況等の内容を把握・分析するとともに、目標達成に向けた指導・助言を実行し、再認定を推進します。
- 認定農業者が農業経営の規模拡大、経営の合理化など、自ら工夫し農業経営改善に取り組めるよう、羽生市認定農業者連絡協議会、関係機関と連携し体質強化に向けた研修会等を行うとともに、経営発展のための支援を行います。
- 認定農業者の経営改善計画の目標達成や法人化を進めるため、各種補助事業や制度資金による支援等を重点的・集中的に行います。



認定農業者連絡協議会視察研修

(2) 新規就農者の育成・確保

- 埼玉県農業大学校や羽生実業高等学校等へ直接出向き、また、市広報・ホームページ等での情報提供を通じて、羽生市の農業の魅力や支援体制をPRし新規就農者の確保に努めます。
- 「はにゅう農業担い手育成塾」における研修内容やスケジュールを指導農家と協議しながら、市の重点品目である「米・きゅうり」の研修プログラムを作成し、情報発信することで入塾生の発掘、そして新規就農者の確保につなげます。
- 職業としての農業を体験できる場を提供するため、現場で就農体験ができる農業インターンシップ制度を構築します。
- 将来の担い手となる子どもたちの農業に対する理解や関心を深めるため、農作物を育てる楽しさや収穫等の喜びを体験できる農業体験活動、食農教育を行います。
- 県、JA等、関係機関と連携し、就農相談・研修の受入れ等の情報を共有し、スムーズに就農できる体制を構築します。さらに就農後も、農業技術の習得、農地の確保、経営力向上に向けた取り組みの支援を行います。
- 定年退職者をこれからの地域農業の担い手と位置づけ、就農に向けた支援制度を構築します。



農業大学校就農相談会



はにゅう農業担い手育成塾

(3) 多様な担い手の育成・確保

- 家族経営協定の締結促進などを通じ、女性認定農業者の育成・確保を図ります。
- 農業で新たなチャレンジを行う女性農業者の育成・確保及び支援を行います。
- 地域農業において大切な役割をもつ女性農業者が、能力を最大限に発揮し、農業経営の参画をはじめ活躍できるための支援を行うとともに、食品加工、農業生産活動、伝統料理の継承など取り組みを推進します。
- 高齢農業者がこれまで培った豊かな経験や技術を活かしつつ、生きがいをもって活動できる場の確保に努めます。
- 認定農業者の優れた技術力・経営力を次世代に引き継ぐため、経営基盤を継承する農業後継者に対し支援を行います。

○農業者の経営規模の拡大に必要な、新たな雇用の獲得に向けた農福連携の体制づくりを検討します。



女性農業者の味噌づくり

(4) 農業法人化の推進

- 意欲ある認定農業者等が経営感覚に優れた経営体に発展するため、経営管理が徹底され安定的な雇用の確保、円滑な経営継承にもつながるなどの利点のある法人化へのステップアップを促進します。
- 法人化に向けての各種制度の情報提供、相談体制、サポートの強化や法人設立初期の経営体への支援を行います。
- 法人化のメリットなど必要な情報や詳細な経営分析に基づく経営改善指導を実施し、農業経営の法人化が円滑に進むよう、県と連携して取り組みます。

(5) 企業等農業参入の促進

- 経営力・資本力に優れ、地域農業の新たな担い手として考えられる企業の農業参入を促進します。
- 遊休農地の拡大防止、耕作放棄地の再生利用、雇用機会の創出など、その効果が期待できることから、地域との調整を図りつつ、企業・農地所有適格法人等の誘致に取り組みます。
- 県、農業委員会、関係機関と農業参入に興味を持った企業の情報を共有し、地域の担い手確保に向けた取り組みを行います。

指 標	平成 29 年 (基準年)	平成 34 年	平成 39 年 (目標)
認定農業者数 (10ha 以上耕作者)	24 人	40 人	45 人
新規就農者数	1 人/年	3 人/年	3 人/年
家族経営協定の締結数	23 戸	30 戸	35 戸
農業法人化の設立数	0 法人/年	2 法人/年	2 法人/年
企業等の農業参入数	0 企業/年	3 企業/年	7 企業/年

2 地域特産物の振興と開発

米麦やきゅうりなど、地域特産物の振興を推進するとともに、水稻から野菜などへの転換を戦略的に進め、新しい野菜の産地形成を進めます。

また、学校給食センターでの地元産農産物の利用拡大など、市内で生産された安全・安心な農産物を食する機会の増大を図るとともに、6次産業化を含めた地域農業の活性化と生産者の販路拡大を支援します。

(1) 畑地化転換の推進

- 米の作付に過度に依存しない農業経営を目指すため、稲作を上回る農業所得に向けた新たな時代にふさわしい農業振興を実践し、農業の担い手の育成にもつながる「高収益作物への転換モデル拠点」とする観光農園等基本構想エリアの畑地化転換を促進します。
- 畑地化転換事業に関する国・県の動向などの情報収集を行い、農業者に周知するとともに、各地域の意向把握を実施します。
- 陸田の水稻作付から野菜への転換に向けて、生産者との意見交換を実施し、重点地域の設定や土壌条件に適した品目の検討を行い、加工用業務野菜など「新しい産地の形成」を目指します。

(2) 地産地消の推進

- 生産者、流通業者、学校関係者との連携による、学校給食における地元産食材利用の拡大を推進します。
- 市内企業（社員食堂等）、病院、福祉施設等での羽生産米の利用促進を図るため、地域の食材を市民にアピールする機会の拡大を推進します。
- 生産者の市内での消費拡大に繋げるため、市民の消費者ニーズを把握するとともに、県・JAによる技術指導、支援等により地域に適した品目の栽培に向けた取り組みを推進します。
- 地産地消に関するイベント、講習会、直売所等の情報を積極的に発信し、地元農産物の消費拡大に繋がります。
- 量販店における地元農産物コーナーの設置や飲食店における地元農産物の利用を促進するとともに、市民が地元農産物を身近で感じられる機会を増やします。
- キャッセ羽生を核とし、高齢者や女性の能力を活かした、特色ある農産物の加工品づくり、食に関する情報発信を促進します。
- 全国郷土料理百選に選定された「いがまんじゅう」などの地域に伝わる郷土料理の伝承とともに、地域の美味しさを発信する新たな地産地消メニューや加工品の開発を支援します。

- 消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地元農産物を直接手に取り購入する機会を提供する活動を推進します。
- 地元農産物に対し、理解と関心を深めるため、将来を担う小学生に生産者を講師とする収穫体験や生産地の見学会等の交流の場を創出します。
- 市内で行われる農業イベント（コスモスフェスティバル、農業まつり）を通して、地元農産物やそれらを使用した加工品や郷土料理をPRし、消費者と生産者の結びつきを強化するとともに、地産地消や食文化の理解と関心を深める取り組みを推進します。



地元食材を利用した給食



全国郷土料理百選「いがまんじゅう」

(3) 6次産業の推進

- 6次産業化に対して関心を持つ意欲的な農業者等に対し、そのメリット等を理解してもらうため、県が実施する研修会等への参加を促し、農産加工品の生産など競争力のある生産者の育成を目指します。
- 農業者と異業種（商工業）の連携により生産から販売に繋がる体制を構築し、双方の強みを活かした新商品開発、サービスの向上を目指します。
- 新しい地元農産物を使った加工品等の開発を推進し、シティーセールスの宣伝等により、加工品等を市内・外にPRすることで、販路拡大に繋がります。
- ブルーベリー研究会及び丸系八つ頭生産組合による市内和菓子店とのコラボ商品の開発に向けた取り組みを引き続き支援します。



モロヘイヤワンタン



ハツ頭のきんとん

(4) ブランド化の推進

- 地元農産物の認知度を高めるため、生産者、JA、関係機関と連携し販売促進のイベント、物産展への出展によりPRの強化を図り、本市の農産物のファンを獲得できるブランド化に向けた取り組みを推進します。
- 高品質、付加価値の高い農産物の生産と加工品開発を推進し、消費者のニーズに即した魅力ある、羽生市オリジナル特産品のブランド化に向けた取り組みを推進します。



ブルーベリージャム

施策目標

指 標	平成 29 年 (基準年)	平成 34 年	平成 39 年 (目標)
畑地化転換面積 (高収益作物等への転換)	0.15ha	20ha	30ha
学校給食への地元農産物の利用率	17%	20%	25%
ブランド品目数	1 品目	2 品目	3 品目

3 安全・安心な農産物の供給

消費者の「安全・安心」、「環境にやさしい」などの農産物の需要が高まる中、消費者ニーズに対応するため、生産における生産工程の安全の確保を図ります。
また、環境に配慮した、減農薬、減化学肥料栽培等を推進します。

(1) 安全・安心な食料の生産

- 各農家に対し、JA、生産組織等を通じて農薬飛散防止対策の周知の徹底を図るなど農薬の適正使用を推進します。(ポジティブリスト制度)
- 農業生産工程管理手法(GAP)の考え方を取り入れた生産方法の導入を推進します。さらに、G-GAP、J-GAP、S-GAPを導入する農業者、農業組織等の育成を図ります。
- 行政、農業団体等が一体となって、生産履歴の記帳や生産流通履歴情報システム(トレーサビリティ)の導入を推進します。
- JAS法に基づく食品の適正表示など、市民に食品表示制度の普及啓発を推進します。
- 安全安心な畜産物を供給するため、県など関係機関と連携を図りながら、家畜防疫体制を強化します。

(2) 環境保全型農業の推進

- 農薬及び化学肥料の使用量削減のみならず、農業から出る廃棄物等による環境負荷を軽減させるため、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」の周知・普及を推進します。
- エコファーマーや特別栽培農産物、有機JASの認証制度など各種制度について、生産者をはじめ、消費者にも広く普及啓発を図り、認証農産物の生産拡大と安定供給を促進します。
- 堆肥利用による土づくり、有機質肥料の利用による化学肥料の低減、天敵や資材を利用した総合的病害虫管理(IPM)など、環境負荷軽減技術の取り組みを推進します。
- バイオマス資源(家畜ふん尿と稲わら、もみがらなど)を有効に活用して、有効成分を保証できる良質な堆肥の生産や、耕種(稲作)農家と畜産農家の連携による散布体制の整備などにより、堆肥の利用拡大を促進します。

施策目標

指 標	平成 29 年（基準年）	平成 34 年	平成 39 年（目標）
S-GAP認定農業者（組織）数	0人（組織）	10人（組織）	20人（組織）
エコファーマー認定者数	24人	30人	35人
減農薬、減化学肥料栽培面積（米）	10ha	15ha	20ha

4

主要品目の振興方向

水田農業のうち稲作については、今後とも本市農業の中心を担う部門であり、水田農業の基幹作物として推進を図り、国の経営所得安定対策に取り組み、計画的な米の生産を目指します。また、麦・大豆等については、水田農業の複合部門として実需と結びついた生産・産地づくりを推進します。

野菜のうち、生産量が多く、一定の市場評価が確立されている野菜（きゅうり・なす）については、低コスト化・省力化による生産体制の強化を図り、本市野菜の中核として、引き続き産地の振興に努めます。その他の品目については、三田ヶ谷農林公園（キヤッセ羽生）等を通じて地産地消を推進し、消費者に生産者の顔が見える関係づくりを促進します。また、産地間競争、消費者ニーズの多様化に対応するため、地域に適した新たな品目の生産を推進します。

果樹については、地産地消を基本に、量は少なくとも「鮮度」や「糖度」などにこだわった生産を推進します。また、多品目の導入による直売や観光もぎとり園の実施、高付加価値化や6次産業化による商品化など多様な販売を展開します。

花きについては、産地間競争や需要の多様化に対応するため、戦略性をもった付加価値の高い商品力のある生産を推進するとともに、産地から情報発信を充実するなど、機動力のある産地を育成します。

畜産については、生産コストの低減と品質の向上等により経営の効率化を進めるとともに、耕畜連携による家畜ふん尿の利活用促進に向けた取り組みを推進します。また、ブランド化や高付加価値畜産物の生産などの推進により、畜産物の生産振興を図ります。

(1) 水田農業（米、麦・大豆）

【米】

- 食の多様化が進み、米消費量が減少や米価の下落も懸念されることから、実需者・消費者のニーズに対応した「安全・安心で売れる」米づくりを推進します。
- 安定的な販売を行うため、良食味で消費者・実需者とも評価の高い「彩のかがやき」を中心に「彩のきずな」「コシヒカリ」の3品種への集約を図るとともに、麦・大豆と水稻の組み合わせや園芸作物等との複合経営を進め、計画的な土地利用による産地づくりを推進します。
- 「彩のきずな」については、一般財団法人日本穀物検定協会が実施する「平成29年度米の食味ランキング」において、特A評価を獲得している品種であることから、品質・良食味等を全面的にPRし、有利販売に繋がます。
- 適地適作の推進と需給情報に基づく適正な生産を確保する観点から、行政・生産者・農業者団体が相互に連携し、需要に応じた米の需給調整を推進します。また、市内には湿田が多いことから、需要が期待される新規需要米（飼料用米等）への取り組みを積極的に推進し、水田農業経営の安定化を図ります。

- 実需者・消費者の多様なニーズの把握を行い、生産者・JA等と連携し、販売ルートの確立、強化により価格の上昇・安定化を図るとともに、ふるさと納税などを活用した新規販路の構築・販路拡大により、農業所得の向上に繋がります。
- 農業所得向上のため、省力化・低コスト化の栽培技術の普及と先端技術を活用した農業機械の導入に向けた調査研究を行います。
- ドローンなど先端技術を活用したスマート農業に関する研修会への参加や、今後、国が進めていく「大規模水田作のスマート実証農場」を見る・試す・体験するなど、認定農業者とともに、調査研究を行います。
- 減農薬・減化学肥料栽培等による高付加価値化や生産技術の向上による品質の高い米づくりを推進します。
- 酒造会社との栽培契約により酒米生産に取り組むなど、収益力のある安定した米づくりを推進します。
- 国による生産調整から自主的な生産調整となりましたが、今後も米の価格安定のため引き続き、戦略作物の生産拡大を推進し、水田農業経営の安定化を図ります。



特A評価 彩のきずな



ドローンの活用

【麦・大豆】

- 担い手による安定した麦・大豆生産体制を確立するため、農地の流動化・集積、生産基盤の整備を促進するとともに、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金等を活用して、経営の安定を支援します。
- 品質、単収向上技術、資材費低減・省力化技術の普及及び実需者ニーズに即した品種の拡大、転換を推進します。
- 品質・規格の統一により、農産加工グループ等と生産者の契約栽培や、学校給食への羽生市産麦・大豆利用の定着など地産地消による需要の拡大を促進するとともに、加工業者・販売者との連携拡大にも繋がります。

(2) 園芸（野菜、果樹、花き）

【野菜】

- 市場評価の高い「きゅうり・なす」については、コスト低減、高品質化等に結びつく新たな技術の導入による安定生産を推進します。
- 「きゅうり・なす」は指定産地であり、羽生市の強みでもある共同の選果場があることから、栽培技術の伝承と併せて後継者・新規就農者の確保・育成に努め、生産の拡大を行います。
- 「きゅうり・なす」は、市場出荷以外にも、市内農産物直売所等でのニーズが高い品目であることから、地産地消として販売を促進するとともに、規格外の販売についても検討し、販路拡大に繋がります。
- 羽生市観光農園等基本構想の柱に「いちごの観光農園」を位置づけていることから、“いちごの産地復活”を目指すとともに、ブランド化にも取り組み、高収益作物の生産振興を図ります。
- 原油価格高騰に対応し得る省エネルギー対策栽培技術の普及促進を図ります。
- 企業等と業務用、加工に向けた野菜の生産を推進します。
- 生産量が少ない野菜については、地産地消を基本に、「旬」や「鮮度」、「味」にこだわった生産を推進するとともに、直売や収穫体験など消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係の構築に努めます。
- 本市の地域特性を活かした新たな農作物として「丸系八つ頭」の産地化に向けた取り組みを推進します。



きゅうりの生産



丸系八つ頭の生産

【果樹】

- 多品目・多品種栽培による直売や観光もぎとり園など体験型産地の育成を図ります。
- ブルーベリー、いちじく等管理が比較的容易な品目による産地の育成を推進するとともに、生産技術の向上を図り産地化を目指します。
- 計画的な新植・改植、高品質生産のための栽培技術及び良食味品種の普及導入を進め、生産性の向上等を推進します。

○地域の加工グループや食品業者等との連携を通じた地域特産品としての生産拡大を図ります。また、高付加価値化、6次産業による農産加工品の研究を進め、ふるさと納税、贈答品等さまざまな消費者ニーズに対応できる商品の開発を推進します。



ブルーベリーの生産



いちじくを生産

【花き】

- 「作ったものを売る」から「売れるものを作る」の花き農業への転換を促し、品目・品種の特性等を生かした付加価値の高い商品生産や計画的な作付けを推進します。
- 市場と産地との情報交換会や研修会等の開催を通じて、農業者自らが実需者ニーズや消費動向を的確に把握し、迅速に生産に反映できるよう生産・流通に関する活動を支援します。
- 地域で生産されている花きの情報について、イベント等を通じて広く発信し、生活に密着した花きの消費拡大を図るとともに、花のもたらす効果を啓発し、福祉施設、企業等における花の活用を促進します。
- 省エネルギー・低コストによる生産システムを確立するため新技術の導入を促進します。
- 高品質生産のための栽培技術や優良品種の選定及び新品種の導入を推進します。
- 将来の担い手として考えられる子どもたちに、花に触れ合うきっかけづくりとして、「花育」の体験を実施します。



小学校での「花育」

(3) 畜産

- 資質の高い家畜の導入等により、消費者ニーズに対応した品質の高い畜産物生産を振興します。
- 消費者に対し安全・安心な食材提供に向け、GAPによる安全な生産工程管理や、HACCPによる食品の安全の確保に対する意識の向上を目指します。
- 畜産クラスター事業による家畜糞堆肥還元の耕畜連携を推進し、互いの収益向上を図ります。
- 家畜排せつ物の適正な管理を推進し、地域環境に配慮した畜産経営の確立に必要な施設・機械の整備を図ります。
- 家畜保健衛生所と連携し、家畜伝染病発生等の緊急時に円滑な対応を図ります。また、市と畜産農家の連携体制を構築し、研修会等により多くの情報共有を図ります。
- 各畜産農家への薬剤等の配布や予防接種の推進により家畜伝染病の発生を未然に防ぎ、伝染病の予防や適切な衛生管理を図ります。また、予防接種で使用した医療機器の適切な消毒、処分を行い、ウイルスの侵入、散乱を防ぎます。
- 高付加価値化、6次産業化による加工品の研究を進め、ふるさと納税、贈答品等さまざまな消費者ニーズに対応できる商品の開発を推進します。



家畜伝染病等の研修会

主要品目の生産目標

区 分	平成 27 年 (基準年)	平成 34 年	平成 39 年 (目標)
	面積・頭数	面積・頭数	面積・頭数
水 稻	1,331ha	1,320ha	1,310ha
小 麦	95ha	100ha	120ha
大 豆	3ha	5ha	10ha
野 菜	31ha	60ha	100ha
果 樹	2ha	5ha	7ha
花 き	5ha	7ha	10ha
畜 産	13,486 頭	13,500 頭	13,500 頭

Ⅱ 優れた「農地」の確保と生産環境整備を目指して

5

担い手への農地集積と生産基盤の整備

農業の効率性・生産性の向上を目指し、農地中間管理事業を活用して農地の集積を図ります。併せて、担い手に選ばれる生産性の高い優良農地の確保に向け、埼玉型ほ場整備をはじめとした農業生産基盤の整備に取り組みます。

(1) 農地中間管理事業の推進

- 県や農地中間管理機構との連携により、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図ります。
- 各地域の事情に合致した方法による農地中間管理事業を推進するため、地域の意見集約を図り、地元組織に対し事業推進に係るアドバイスをを行います。
- 農地中間管理事業を更に推進していくために、市、JA等関係機関による会議等で事業の周知を図ります。
- 農地の出し手、受け手の情報を市、JA等で共有し、地域の話し合いにより農地のマッチングを実施します。



地域の説明会

(2) 人・農地プランの推進

- 各地域の今後の農業、農地のあり方や問題を解決するため、「人・農地プラン」の作成、見直しを行い、担い手への農地集積を推進します。また、地域の担い手を明確化するとともに、次世代における多様な担い手の確保、将来の農地利用に向けた話し合いを実施します。

(3) 土地基盤整備の推進

- 生産性や効率性を向上を図ることを目的に、畦畔除去等による区画拡大など、低コスト及び短期間で実施可能な基盤整備を推進します。
- 担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地中間管理事業と連携したほ場整備を実施します。
- 地域の話し合いにより農地の貸し借りの意向などを明確にした地域営農ビジョンを策定し、それに基づく基盤整備を実施します。
- 地域の目指す営農を実現するため、作付品目の特性や水田地帯や畑地帯など地域の実情に応じた効果的な基盤整備を進めます。
- 企業の経営体への発展、法人化への取り組みを加速化させるため、より効果的な基盤整備の推進を図ります。
- 地域主体での地域の合意形成と農地集積が図られる地区を特定し、基盤整備の推進に取り組みます。



施策目標

指 標	平成 29 年 (基準年)	平成 34 年	平成 39 年 (目標)
農地中間管理機構への貸付面積	331ha	600ha	700ha
ほ場 (30a) 整備実施済面積 (ha)	1,327ha	1,400ha	1,490ha

6 生産環境の保全・維持

農業委員・農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）をはじめ、地域との連携により、遊休農地の解消に取り組み、農地の活用に繋がります。

また、農作物や農地への被害を抑制するため、鳥獣被害防止対策の強化を図り、安心して農業経営を継続できる環境の整備に努めます。

(1) 遊休農地の解消・活用

- 農業委員・推進委員を中心に関係機関が連携し情報を共有することで、新たな耕作放棄地の発生を防止します。また、地域の相談に対する窓口を強化します。
- 農業委員・推進委員が実施する利用状況調査の情報等により、遊休農地・耕作放棄地の所在把握を進め、農地台帳システムへ反映し、活用を図るとともに、農業上の利用の増進を図るべき農地について、農地所有者・耕作者に対して適切な指導を実施します。
- 耕作放棄地所有者の意向調査を行い、農業経営の規模拡大を目指す認定農業者・担い手等への集積を推進します。
- 遊休農地に露地野菜・高収益作物の作付を導入し、新たな利活用の取り組みを推進します。また、農業経営の安定につながる非主食用米の作付について、今後も継続して推進します。



遊休農地解消前



遊休農地解消後

(2) 鳥獣被害防止対策の強化

- 農業者への聞き取りによる被害実態を把握・分析するとともに、県・JA・市猟友会との意見交換を実施し、「鳥獣被害防止計画」を策定します。
- 農業者に鳥獣捕獲・効率的な対策等についての情報を提供し、農作物被害の低減を目指します。
- 市民にアライグマ・ハクビシン等の被害状況や捕獲器（わな）の貸し出しについて市広報・ホームページによりお知らせします。
- アライグマ・ハクビシン等の捕獲を強化するため、捕獲から処分までの器具等の整備を行うとともに、捕獲従事者の確保・育成に努めます。



捕獲したアライグマ

施策目標

指 標	平成 29 年（基準年）	平成 34 年	平成 39 年（目標）
遊休農地解消面積	4.1ha/年	10ha/年	15ha/年
鳥獣による農作物の被害額	1,041 千円	800 千円	600 千円

Ⅲ 活力ある「農村」づくりを目指して

7 地域ぐるみで農村づくり

自然環境の保全や良好な景観形成など、農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者と地域住民による活発な共同活動を支援します。
また、農地の有効活用に必要な用排水施設等の整備及び維持管理に努めます。

(1) 農村の多面的機能の維持管理

- 自然環境の保全や良好な景観形成など、農村が有する多面的機能の維持・管理を図るため、農業者と地域住民による活発な共同活動を支援します。
- 農道・水路法面の草刈りや泥上げ、農業用排水施設の軽微な補修や植栽活動、生態系保全活動など、地域として共同活動に取り組む体制づくりを推進します。
- 農地・農業用水路等を地域ぐるみで適切に保全管理するため、地域の推進リーダーを育成します。
- 先進地事例やモデル地区の活動の紹介を通じて、地域の共同活動が農地集積に有効な手段の1つであることをPRします。
- 農業・農村が持つ多面的機能の大切さを広く市民に理解してもらうため、イベント等多様な機会を通じて、普及啓発を図ります。



水路の泥揚げ作業



植栽活動

(2) 用排水路の維持管理

- 農業生産基盤の基礎的要素である用排水路の整備を推進します。
- 適切な補修等により農業水利施設の長寿命化を図ります。
- 農業水利施設を適正に維持し、その機能を十分発揮させるため、施設の機能診断や管理の指導を支援します。
- 農業水利施設の計画的な補修・更新を推進します。

施策目標

指 標	平成 29 年 (基準年)	平成 34 年	平成 39 年 (目標)
多面的機能活動組織による 活動面積	485ha	800ha	1,015ha
水路整備延長	404km	416km	426km

8

都市と農村の交流による地域活性化

羽生市三田ヶ谷農林公園等でのブルーベリーや各種野菜の収穫体験をはじめ、団体等による田植え・稲刈り体験などの農業体験を通じ、都市と農村の交流拡大を図ります。

また、更なる観光交流人口の増加と農業者の所得向上を図るため、観光農園や体験型農業エリアなど、新たな交流ゾーンの実現に向け取り組みます。

(1) グリーンツーリズムの推進

- 農業体験や都市住民との交流拠点施設である三田ヶ谷農林公園「キヤッセ羽生」の充実を図ります。
- 市広報・ホームページ・SNSを活用して交流拠点の情報を積極的に発信し、市内・外からの来訪者を増やすとともに、農業に触れ合う機会を提供します。
- 三田ヶ谷農林公園「キヤッセ羽生」と周辺・近郊施設間の連携および自然とのふれあいや食育活動の体験の場の提供など、都市住民にとって魅力あるメニューを開発し、地域の特性を生かした地域主体のグリーン・ツーリズム活動の積極的推進を図ります。
- 播種から収穫まで一連の農作業を体験するなど一過性にならないメニューを検討し、リピーターを確保することで農村の活性化に繋がります。
- 農業に関するイベント（コスモスフェスティバル・農業まつり等）を開催し、農業への関心を深め、生産者と消費者との交流を図ります。
- 農業者以外にも、広く市民に「農」に触れ合うことのできる市民農園の充実を図ります。また、農業を体験することで、高齢者の健康増進・生きがいにもつながることから、市民農園の環境整備を充実するとともに、市民農園利用者の技術向上と交流を深めるために、市内農業者による栽培講習会を開催します。



三田ヶ谷農林公園「キヤッセ羽生」
じゃがいも収穫体験



市民農園「ポケットパークやまと」

(2) 観光農園等整備計画の推進

- 計画地の地権者・耕作者に対し、羽生市観光農園等基本構想に関する説明会を開催し、構想への理解を求めるとともに、アンケートの実施による意向把握に努めます。
- 基本構想で観光農園エリア（2.5ha）に位置付けている区域については、先行モデル地区とし、いちご狩りをメインとした観光農園の営農・運営を行う参入事業者の誘致に取り組みます。
- 将来の土地利用や参入事業者の状況等、さまざまな相談・意見に対する窓口を設置します。
- 参入希望事業者に対し、計画段階から営農開始まで、一貫した支援を行うことで、スピード感をもって構想の実現に取り組みます。
- 羽生水郷公園・キャッセ羽生や、近隣他市の観光施設と連携を密にし、それぞれが集客促進に繋がるイベントの開催や野菜等収穫体験の場の提供を行うとともに、市内外の観光資源等と周遊できる仕掛けづくりを検討します。
- 構想エリア内だけでなく、市街地商店街、市内宿泊施設、大型商業施設、工業団地内企業等と連携を深めることで、市内全体の活性化へつなげます。



羽生市観光農園等基本構想 “先進農業者の取組勉強会&交流会”

施策目標

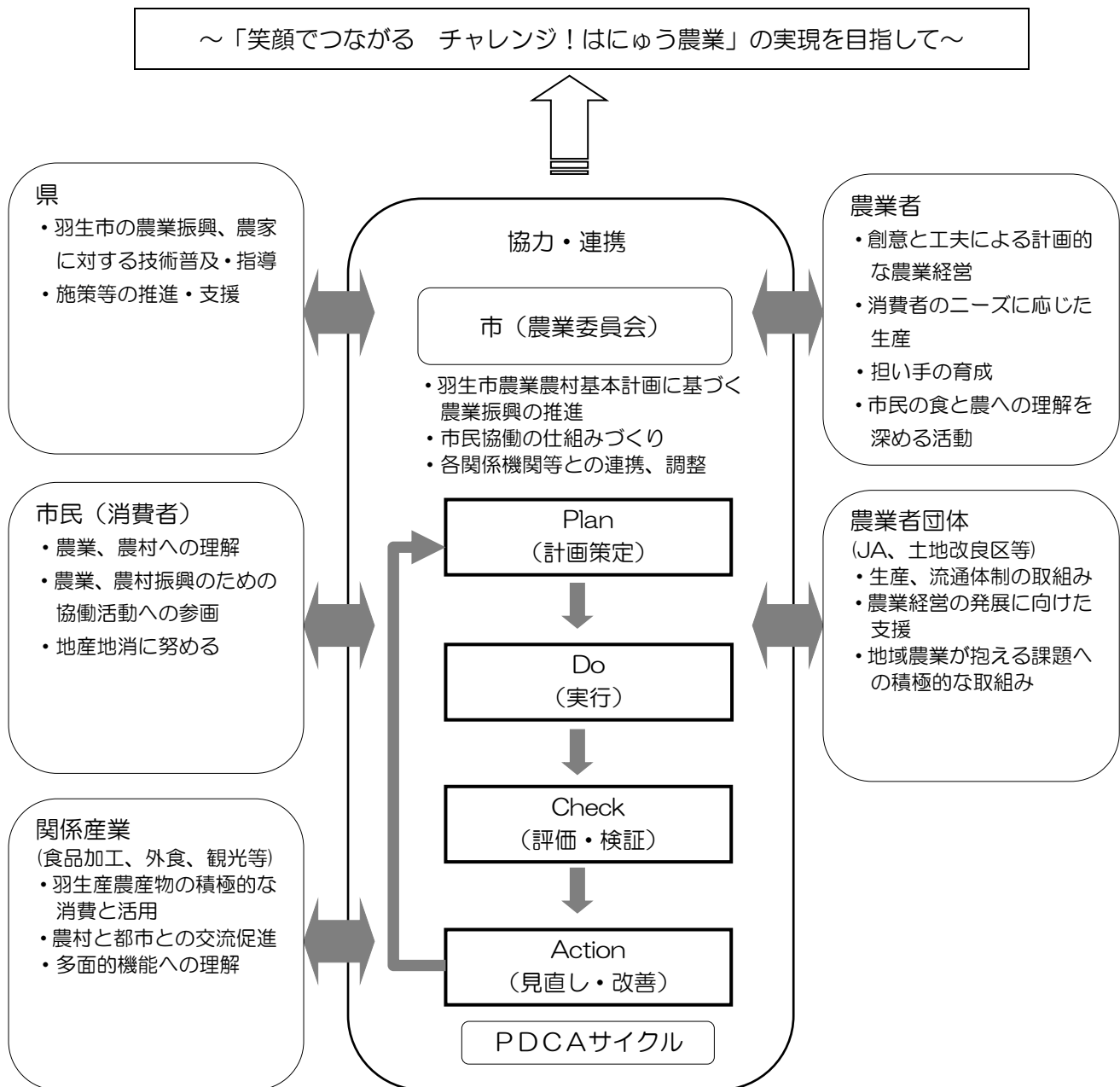
指 標	平成 29 年（基準年）	平成 34 年	平成 39 年（目標）
グリーン・ツーリズム入込客数	27 万人／年	31 万人／年	50 万人／年
観光農園計画地の畑地転換面積	0ha	15ha	24ha (平成 35 年完了予定)

第4章 計画の実現に向けて

1 計画の実現に向けて

この計画は、平成 30 年度を初年度とし、平成 39 年度を目標年度とする 10 年計画とし、本計画に掲げる目指す姿の実現に向けて、農業生産者、JA 等農業者団体、羽生市・羽生市農業委員会等、関係機関の各々の役割と責務のもとに、市民・消費者を含めた相互理解と信頼に基づく協力関係を構築し、連携して推進に取り組みます。

なお、本計画の推進に当たっては、計画（Plan）を実行（Do）し、定期的に評価・検証（Check）し、必要に応じて見直し・改善（Action）し対応していくものとします。（PDCA サイクル）



用 語 解 説

あ行 ～ か行

用語名	解 説
I PM	総合的病害虫管理(Integrated Pest Management)。病害虫の防除に関し、利用可能なすべての防除技術を利用し、経済性を考慮しつつ、適切な手段を総合的に講じる防除手法。
インターンシップ制度	学生などが企業などで一定期間、実習・研修的な就業体験をする制度。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行うことを内容とする「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。
S-GAP (エスギャップ)	埼玉県が策定したGAP。「よい (Good)、農業の (Agricultural)、やり方 (Practice)」。農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。
家族経営協定	家族農業経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりのために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを、文書にして取り決めたもの。
家畜伝染病	ウイルス、マイコプラズマ、真菌、原虫、寄生虫など、の病原微生物が家畜に感染して引き起こす疾病のうち、特に伝播性の顕著なもの。
環境と調和のとれた農業生産活動規範	国が平成17年3月に、「作物の生産」、「家畜の飼養・生産」ごとに環境と調和した農業生産活動を、農業者が行っていくうえで基本的なポイントを整理したもの。
環境保全型農業	農薬や肥料の適正な使用、稲わらや家畜排せつ物等の有効利用による土づくり等によって、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業、農業の自然循環機能の維持増進を図ろうとする農業生産方式のこと。有機農業もその一つ。
GAP	「よい (Good)、農業の (Agricultural)、やり方 (Practice)」。農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然・文化や、地元の人々との交流を楽しむ余暇の過ごし方。
G-GAP (グローバルギャップ)	国際基準の農業認証。食品安全、労働環境、環境保全に配慮した「持続的な生産活動」を実践する優良企業に与えられる世界共通ブランドとなっている。
経営耕地面積	農家が経営している耕地のことであり、農家所有の耕地(自作地)に、借りて耕作している耕地(借入耕地)を加えた面積。
経営所得安定対策	外国と生産条件に格差がある農作物の生産・販売への支援や、収入減少によって農業経営が受ける影響の緩和などを目的として、農業者に対して交付金を支給する制度。
耕作放棄地	農作物が1年以上作付けされず、今後数年の内に再び耕作する予定のない土地。
耕種農家	耕地等を利用して水稻、麦類、豆類、野菜、果樹、花き等の栽培を行う農家。

さ行 ~ た行

用語名	解説
埼玉型ほ場整備	現在の農地の区画、道路や水路を活用した、低コストな基盤整備で、換地を用いない手法による農地集積。
彩のかがやき	「祭り晴」を母に「彩の夢」を父に持っていて、食味は粘り・軟らかさとも「コンヒカリ」並との評価を得ており、さらに病気（縮葉枯病、いもち病）にかかりにくく、害虫（ツマグロヨコバイ）がつきにくい“病害虫複合抵抗性”という特徴をもっている品種。
彩のきずな	「ゆめまつり」を母に、「埼455」を父に持っていて、大粒で弾力があり、甘みやうまみも重すぎずバランスがとれており、「アミロース」が少ないことで、粘りが強くなめらかな食感を味わえる。さらに暑さに強く、病気（縮葉枯病、いもち病）にかかりにくく、害虫（ツマグロヨコバイ）がつきにくい品種。
JAS法	正式名称は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」。農産物資の品質の改善、取引の単純公正化、生産・消費の合理化を図り、農林物資の品質に関する適正な表示を定めた法律。
J-GAP (ジャパングャップ)	農場やJA（農協）等の生産団体が活用する農場管理の基準。農薬・肥料の管理など、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証。
指定産地	野菜生産出荷安定法に基づき指定された産地のことで、野菜の生産・出荷近代化を計画的に進めるため「指定野菜」の集団産地として育成していく必要があると認められる産地。
食育	健康な食生活を送るための食品選択、安全性、表示の仕組みや農業との関係を学ぶこと。
食農教育	食の問題や農業・農村の役割と現状について理解を深めるために、家庭における食事や学校給食、社会教育等とおおして行う全般的な活動。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や精密化などを進めた次世代農業。
多面的機能	農業の多面的機能とは農産物の生産だけではなく、農業の自然循環機能など、農業が国土や社会に対して果たしている役割の事。具体的な機能として、「国土保全」、「水源のかん養」、「自然環境の保全」、「良好な景観の形成」、「文化の伝承」、などをあげている。
畜産クラスター	畜産農家と地域の関係者が集結・連携し、地域ぐるみで畜産の収益性を向上させるための仕組み。
地産地消	「地元生産・地元消費」を略した言葉で、その地域で生産されたものをその地域で消費すること。
鳥獣被害防止計画	鳥獣による農林水産物等の被害防止対策を総合的かつ効率的に実施するため、市町村が基本指針に即して、単独で又は共同して定めることができる計画。
特A	白飯の「外観・香り・味・粘り・硬さ・総合評価」の6項目について、複数産地コンヒカリのブレンド米を基準米とし、これと試験対象産地品種のものを比較評価しておおむね同等のものを「A」、基準米よりも特に良好なものを「特A」、良好なものを「A」、やや劣るものを「B」、劣るものを「B」として評価される。
特別栽培農産物	その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。
トレーサビリティ	食品がどのようにつくられ、加工されたかなど生産、流通過程の情報を追跡する仕組み。

な行 ～ わ行

用語名	解説
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けた農業者。
農業就業者	16歳以上の農家世帯員のうちで、農業だけに従事した者と、農業以外の仕事に従事していても農業従事日数のほうが多いもの。
農業産出額	市町村別農産物の品目別生産量から中間生産物（種子、飼料、ほ乳等）を控除した生産量に品目ごとの農家庭先価格を乗じたもの。
農業法人	法人形態によって農業を営む法人の総称。「農事組合法人」と「会社法人」がある。また農地の権利取得の有無により「農地所有適格法人」と「一般農業法人」に分けられる。
農地中間管理事業	農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受け、必要な場合は基盤整備等の条件整備を実施し、貸付けにあたって、地域で農地の借受けを希望するものを公募し、応募した者の中から適切な貸付相手方を選定した上で、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付ける事業。
HACCP (ハサップ)	Hazard Analysis（危害分析） and Critical Control Points（重要管理点）の略で、食品の製造工程において発生する危害を分析し、その危害を抑え込む方法を決め、その方法を継続的にチェックすることで、安全な食品を作り出そうとする手法。
バイオマス資源	石炭や石油などの化石資源を除く再生可能な生物由来の有機性資源のこと。代表的なものは家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみ殻、稲わら等。
花育	花を教材に生命や個性について、子どもなどに考えてもらう活動。
羽生市観光農園等 基本構想	羽生水郷公園、三田ケ谷農林公園に近接するまとまった農地を対象とし、観光交流人口100万人の実現に向けて、観光農園、体験型農園をはじめとした年間を通じて集客できる、地域の力を活用した交流エリア等の拠点形成についての基本的な構想。
販売農家	経営耕地面積が30a以上の農家、または農産物の過去1年間の総販売金額が50万円以上あった農家。
人・農地プラン	集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」。集落・地域の徹底的な話し合いを通じて、「人と農地の問題」を一体的に解決し、持続可能な力強い農業を実現するためのもの。
ブランド化	「もの」の価値（商品本体の価値：品質など）を備え、他の商品・サービスと差別化することを意図した情報（名称、デザインなど）を付した商品・サービス。
ポジティブリスト制度	国民が摂取する食品に含まれる可能性のある農薬等すべてに残留基準が設定され、一定量を超えて含まれた食品の販売等を原則禁止する制度。
ほ場整備	小さな区画の農地を、大きな区画に整理し、あわせて用排水路、農道などを計画的、効率的に配置するとともに、農地の集団化を図り生産性を向上させるための整備を行うこと。
有機JAS認証制度	農薬や化学肥料などの化学肥料に頼らないで、自然界の力で生産された食品を認証機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが表示する制度。

な行 ~ わ行

用語名	解説
有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負担をできるだけ低減した農業生産方法。
遊休農地	耕作放棄地や不作付け地のこと。過去1年間以上の間（実質的には2年以上）、不作付けの状態となっている農地で、今後も耕作の予定がない農地。
6次産業	生産者が農業生産（1次）、農産加工（2次）に加え、客に農場に来てもらい、果物などのもぎ取りや農作業体験などを通じて加工品の販売やレストランなどのサービス（3次）を提供するもの。



笑顔でつながる チャレンジ！はにゅう農業

— 羽生市農業農村基本計画 —

羽生市経済環境部農政課

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地

TEL：048-561-1121（代表）

